

《平成30年4月1日 から適用》

総合事業サービスの大川市被保険者の利用に関する

市外事業者の指定方針について（区域外指定）

総合事業サービスの事業者の指定は、各市町村内において効力が発生するため、大川市の被保険者が大川市外の事業所を利用する場合は、当該事業所は大川市の指定（区域外指定）を受ける必要がある。

そこで、総合事業サービスについては、指定した保険者が指導等も行うことを鑑み、大川市では次のように取り扱うこととする。

なお、住所地特例対象者については、施設所在市町村の総合事業サービスを利用することが可能であるため、区域外指定の必要はない。

1. 市外事業所の新規指定市外事業所については、次の条件のいずれも満たしている場合は区域外指定を行う。

ただし、(4)については、当該被保険者がDV被害者であること等から住民票を異動することができない場合については、個別に協議するものとする。

- (1) 当該事業所が、施設所在地の保険者における総合事業の指定を受けていること。
- (2) 当該事業所が、大川市の総合事業の基準等に従って運営できること。
- (3) 当該事業所が、大川市に接している市町村^{*1}に所在していること。
- (4) 大川市内に居住している利用者^{*2}に対するサービスの提供を行うものであること。

※1・・・久留米市、柳川市、三潞郡大木町、佐賀市、神崎市

※2・・・住民票を大川市から異動することなく市外に居住している利用者については、住民票を異動することが前提である。

2. 隣接市町以外の事業所に係る経過措置

- (1) 平成30年3月末日時点で、大川市の被保険者が利用している隣接市町でない市外の総合事業訪問サービス事業所、総合事業通所サービス事業所については、平成30年4月以降も特例として、当該被保険者が利用している間、当該被保険者についてのみ指定を行う。
- (2) よって、平成30年4月以降は、当該被保険者のサービス利用が終了した時点で廃止届を行わせるものとする。
- (3) また、現在、隣接市町でない市外の訪問介護事業所、通所介護事業所を利用している要介護状態の大川市の被保険者が、認定更新等で総合事業の対象者（事業対象者、要支援1、要支援2）となった場合については、新規利用者と同じ取扱いとし、当該介護予防事業所の利用は認めないこととする。